

○厚生労働省告示第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき平成二十六年、平成二十七年及び平成二十八年の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

一 平成二十六年の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
〇歳から四歳まで	一四一、九三八、七九四、四六六円	七六二、一〇六人
五歳から九歳まで	七八、二九二、四三一、八八七円	八五七、〇一七人
十歳から十四歳まで	六六、五一八、〇六四、一〇二円	九六二、一三二人
十五歳から十九歳まで	六三、四七〇、六〇五、三〇五円	一、〇九〇、三三四人
二十歳から二十四歳まで	七四、八四三、〇四七、二九三円	一、一八一、五五七人
二十五歳から二十九歳まで	一一〇、四五八、三三六、四〇五円	一、二八五、二七四人
三十歳から三十四歳まで	一五五、八一七、七三六、九一六円	一、四五五、五九〇人
三十五歳から三十九歳まで	二二三、七八八、九一七、九五四円	一、六八六、七二六人

二 平成二十七年年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数		三 平成二十八年年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数	
年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額
四十歳から四十四歳まで	三二四、一五四、七五二、四三二円	四十歳から四十四歳まで	一、九七三、四四三人
四十五歳から四十九歳まで	三五二、三四九、四一六、四五六円	四十五歳から四十九歳まで	一、八〇一、八九三人
五十歳から五十四歳まで	四一一、八五五、五〇二、一六二円	五十歳から五十四歳まで	一、六九四、〇九四人
五十五歳から五十九歳まで	五六五、四八四、二〇六、七七〇円	五十五歳から五十九歳まで	一、九九八、〇八一人
六十歳から六十四歳まで	九三四、七〇三、七九八、〇六七円	六十歳から六十四歳まで	二、九二〇、七八〇人
六十五歳から六十九歳まで	二、一四四、五〇七、三五一、〇五一円	六十五歳から六十九歳まで	六、二五三、二八六人
七十歳から七十四歳まで	三、一〇〇、〇一三、九八〇、八一七円	七十歳から七十四歳まで	六、二一一、四七四人
二 平成二十七年年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数		三 平成二十八年年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数	
年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額
〇歳から四歳まで	一三三、六七七、六九四、八一四円	〇歳から四歳まで	七〇九、〇一五人
五歳から九歳まで	七七、五五〇、三二五、九八四円	五歳から九歳まで	八〇六、五三六人
十歳から十四歳まで	六五、一〇五、五二五、九四五円	十歳から十四歳まで	八八九、八六〇人
十五歳から十九歳まで	六二、五四五、八六四、二七五円	十五歳から十九歳まで	一、〇三三、八二六人
二十歳から二十四歳まで	七三、五〇四、四九一、一四三円	二十歳から二十四歳まで	一、一三三、七一九人
二十五歳から二十九歳まで	一〇七、四六一、一一〇、二三五円	二十五歳から二十九歳まで	一、一九三、二二一人
三十歳から三十四歳まで	一五三、五九五、〇九〇、九八七円	三十歳から三十四歳まで	一、三六三、八〇八人
三十五歳から三十九歳まで	二二八、五八五、〇四三、一九〇円	三十五歳から三十九歳まで	一、五六九、〇六四人
四十歳から四十四歳まで	三一七、二六四、七八九、七四八円	四十歳から四十四歳まで	一、八八一、〇八四人
四十五歳から四十九歳まで	三六五、七一一、四三〇、二五四円	四十五歳から四十九歳まで	一、七七〇、三三七人
五十歳から五十四歳まで	四三〇、八二七、九二一、七九一円	五十歳から五十四歳まで	一、六七六、四三〇人
五十五歳から五十九歳まで	五六八、九五一、一一六、四一六円	五十五歳から五十九歳まで	一、九〇三、五八六人
六十歳から六十四歳まで	九四七、一七四、三七六、〇一四円	六十歳から六十四歳まで	二、八二〇、七八二人
六十五歳から六十九歳まで	二、三五三、九〇八、三三九、一八〇円	六十五歳から六十九歳まで	六、五八一、八三三人
七十歳から七十四歳まで	三、一五八、〇九五、二八六、七五九円	七十歳から七十四歳まで	六、〇八七、九六二人
二 平成二十七年年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数		三 平成二十八年年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数	
年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額
〇歳から四歳まで	一一二、九一六、九八八、二〇〇円	〇歳から四歳まで	六五二、四七九人
五歳から九歳まで	七一、五九五、二三六、七〇三円	五歳から九歳まで	七五一、三二九人

十歳から十四歳まで	五九、二一一、二二三、一一六円	八一六、六〇八人
十五歳から十九歳まで	五八、〇七四、三四八、七三二円	九六七、六五一人
二十歳から二十四歳まで	六九、七四五、三〇九、九〇五円	一、〇八四、四九九人
二十五歳から二十九歳まで	九八、六五二、三九二、三二一円	一、一〇五、二九八人
三十歳から三十四歳まで	一四一、八二五、八七九、〇三〇円	一、二七〇、六八三人
三十五歳から三十九歳まで	二〇〇、二八六、九九六、七七七円	一、四五〇、七〇四人
四十歳から四十四歳まで	二九三、七〇一、二六一、〇一四円	一、七五七、一〇六人
四十五歳から四十九歳まで	三六六、七四四、二〇四、四七四円	一、七九一、三七五人
五十歳から五十四歳まで	四〇五、一六二、二五六、九六五円	一、五九〇、八〇三人
五十五歳から五十九歳まで	五三六、六七〇、六二九、七二二円	一、八一、八〇四人
六十歳から六十四歳まで	九三五、五二三、四三三、二八五円	二、八一、二五四人
六十五歳から六十九歳まで	二、四三六、五二九、〇一〇、五九六円	六、八七四、三九九人
七十歳から七十四歳まで	二、九六六、一四〇、〇八八、〇四四円	五、七六九、五八〇人